

高齢受給者証を交付

国民健康保険（国保）に加入している70歳以上75歳未満の人に高齢受給者証を交付しました。8月1日以降、医療機関で受診する際は、保険証と一緒に窓口提示してください。

※有効期限は令和7年7月末までです。ただし、有効期限までに75歳になる人は誕生日の前日までが期限となり、誕生日以降は、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

限度額適用認定証を交付

入院や外来で医療費が高額になる人は、国保医療課で限度額適用認定証の交付を受けてください。

※70歳以上75歳未満の人で、「現役並みⅢ」および「一般」区分の人は、高齢受給者証が限度額適用認定証を兼ねるため、申請不要です。また、マイナンバーカードによる

オンライン資格確認を導入している医療機関では、本人の同意があれば限度額適用認定証は不要です。

この認定証を医療機関の窓口提示すると、ひと月当たりの支払いが、その世帯の負担区分の限度額(表1・表2)までになります。

1 70歳未満の自己負担限度額(月額)

区分		医療費の自己負担限度額		
		3回目まで	4回目以降(※2)	
住民税課税世帯	上位所得者	基礎控除後の総所得901万円超	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円
	一般	基礎控除後の総所得600万円超～901万円以下	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円
		基礎控除後の総所得210万円超～600万円以下	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
	一般	基礎控除後の総所得210万円以下	57,600円	
住民税非課税世帯(※1)			35,400円	24,600円

※1…同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人。

※2…過去12カ月間に1世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。

ます。

■高齢受給者の自己負担割合

- 2割負担 = 住民税課税所得が145万円未満の人
- 3割負担(現役並み所得者) = 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上で、70歳以上75歳未満の国保の被保険者がいる人

※70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は2割負担となります。また、同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の場合も2割となります。

2 70歳以上75歳未満の自己負担限度額(月額)

区分		医療費の自己負担限度額		
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降(※5)
住民税課税世帯	現役並み所得者(※1)	現役並みⅢ(課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円
		現役並みⅡ(課税所得380万円以上)	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円
		現役並みⅠ(課税所得145万円以上)	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
	一般(※2)	18,000円(年間上限144,000円)	57,600円	
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ(※3)	8,000円	24,600円	
	低所得Ⅰ(※4)		15,000円	

※1…同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は申請により「一般」となります。なお、同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の総所得の合計額が210万円以下の場合「一般」となります。

※2…現役並み所得者と低所得Ⅱ・Ⅰ以外の人。

※3…同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人(低所得Ⅰ以外の人)。

※4…同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算、給与所得者は給与所得からさらに10万円を控除)を差し引いたときに0円となる人。

※5…過去12カ月間に1世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。

☎国保医療課国保年金係 (☎983-2962)

重度心身障害老人健康管理事業費の自動給付が開始

令和6年8月診療分から京都府以外の医療機関で支払った医療費の支給申請が不要となります。診療からおおむね3～4カ月後にご登録いただ

ている口座へお振り込みします。支給金額については、お振り込みの前にお送りする支給決定通知書をご確認ください。

※令和6年7月以前の診療分は、支給申請書の提出が必要です。

※府外受診の給付を受けたことがない人は、別途口座登録が必要です。

☎国保医療課医療係 (☎983-2976)

税証明の窓口交付には本人確認書類が必要です

税務課では、第三者からの虚偽やなりすまし等による課税(所得)証明の不正取得を防止し、個人情報保護を図ることを目的に、窓口で書類提示による本人確認を行っています。

交付申請時には、次のいずれかの本人確認書類(郵送請求の場合は写し)を持参してください。

- ▶ 1点だけで本人確認が可能な書類
マイナンバーカードや免許証等、官公庁が発行した顔写真付き証明書

- ▶ ①または②に示す
2点の組み合わせにより本人確認を行うもの
(顔写真がない場合)

- ①健康保険証、介護保険証、年金手帳等のうち2点
②銀行の預金通帳・キャッシュカード、納税通知書等のうち1点と、①の書類のうち1点

☎税務課市民税係 (☎983-1113)

熱損失防止改修工事で 住宅の固定資産税を減額

減額要件のA～D全てを満たす熱損失防止改修工事等を行った場合、当該家屋の工事が完了した年の翌年度の固定資産税額(120㎡まで)の3分の1を減額します。

※改修工事により、認定長期優良住宅となった場合は、固定資産税額(120㎡相当分まで)の3分の2を減額します。

■減額要件

A平成26年4月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)である

こと

B改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

C令和8年3月31日までに次の①の工事、または①と合わせて②～④の工事を行った住宅で、改修部分がいずれも現行の省エネ基準に適合すること

- ①窓の断熱改修工事(必須)
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事

D改修工事に要した費用が補助金等を除き、次のいずれかにあてはまること

▶熱損失防止改修工事が費用が60万円を超えるもの

▶熱損失防止改修工事が費用が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事の費用との合計が60万円を超えるもの

■申請方法

改修工事完了後3カ月以内に、申請用紙と「増改築等工事証明書」「納税義務者の住民票の写し(市内在住

の場合は不要)」「補助金等の明細書の写し」、長期優良住宅の場合は「認定通知書の写し」を添えて提出

※申請時はマイナンバーのわかるものと本人確認書類を持参してください(郵送の場合は写しを添付)。

※過去にこの減額を受けたことがある場合、または住宅耐震改修による軽減を受けている場合は適用できません。また、工事内容によっては、他の制度を利用できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

☎税務課資産税係 (☎983-2480)